

平成17年(行ウ)第23号 公務外認定処分取消請求訴訟

原告 大友 博子

被告 地方公務員災害補償基金

2006年9月1日

準備書面(5)

仙台地方裁判所第1民事部 御中

原告代理人

弁護士 佐藤 由紀子
外

亡大友のうつ病発症前後における労働の過重性に関する原告の主張は以下のとおりである。

記

第1 うつ病発症後の業務と公務起因性

1 準備書面(4)で詳述したように、亡大友は1学期が終了するまでの期間、クラス担任、英語の教科担当、免外の社会の教科担当、バドミントンのクラブ活動、生徒会指導等により、肉体的に極めて過重な業務を負担し、著しい精神的負荷を受けていた。また、本準備書面で述べるとおり、1学期終了後も県中総体をはじめとした肉体的精神的担の大きい業務を行っていたことにより、7月中下旬以降、亡大友はうつ病を発症したのである。

亡大友の被災までの稼働状況は添付の稼働状況表から明らかとなり、うつ病発症後においては、指定休が設定されており本来休むべき期間であるに

もかかわらず休むことができず，うつ状態で精神的負担の重い業務を行っていたのであり，それにより亡大友のうつ症状は悪化し，亡大友を自殺に追い込んだのである。

この点，平成16年5月24日付け支部審査会裁決及び平成17年9月9日付再審査裁決は，以下のようにいずれも結論としてうつ病発症後の業務の過重性を否定しているが，以下に述べるようにいずれも妥当ではない。

2 平成16年5月24日付支部審査会裁決

(1) すなわち，まず，支部審査会は，平成10年7月中旬頃から下旬頃にうつ病を発症していることを認めながら，それ以降の業務が「本件事故の原因となるうつ病の発症に関与する時期の出来事と評価することはできず」公務起因性判断の対象とすることはできないとする。支部審査会のこのような判断は，うつ病の発症のみに公務との関連性を認め，その後の公務がうつ病を進展させたことを認めようとしないものである。

(2)ア しかしながら，このような判断は，うつ病のメカニズム，自殺に至る経緯についての無知と無理解があるといわざるを得ない。うつ病発症後の勤務状況が亡大友のうつ病にどのような影響を与え，自殺に至ったのかについての判断がなされなければならない。支部審査会の判断は，うつ病の発症の点だけを問題としているという根本的な誤りがあるといわざるを得ない。

イ しかも支部審査会の判断は，「業務による心理的負荷によってこれらの精神障害を発症したと認められるものが，自殺を図った場合には，その精神障害によって正常の認識，行為選択能力が著しく阻害され，または自殺行為を思いとどまる精神的な抑止力が著しく阻害されている状態で自殺が行われたものと推定し，原則として業務の起因性が認められる」とする「判断指針」(平成11年9月14日基発第544号労働省労働基

準局長通達)にも明確に反している。

ウ 亡大友が、公務の負担によって、うつ病を発症し、自殺にまで至ったことについては、甲第1号証にある笠原英樹医師の意見書(甲1号証9頁, 301頁), 審査会の医師の意見書(甲1号証134頁), 千葉茂雄医師の意見書(甲1号証137頁)において3人の医師は基本的に一致して認めている。

審査会の医師の意見書によると「大きな精神的ストレスとなりうる特別な状況, すなわち遠因としては多忙な校務, 免外授業の負担, 生徒会の指導主任としての任務上の負担などが, 近因としては平成10年4月頃からの全中の準備にかかる精神的緊張と負担が7月頃から特に被災職員にのしかかり, 大会終了直後にいたっておそらくは大会運営に関する不満足感とともに(客観的には成功していたと思われる状況でも抑鬱的な状態の患者はこれを過小に評価し, 決して満足しないものである)自殺を企図したものであろう」と述べている。

これらの医学的判断は, 専門家の意見として尊重されなければならない。

(3) 亡大友は, 7月中下旬以降, うつ病を発症したのであるが, その後も添付の稼働状況表記載のとおり, 全中の準備が続き, 引き続き精神的緊張と負担によってうつ状態が増悪したものである。

そして, 全中の大会がうまくいかなかったという思い込みで気分が落ち込んでいた状態で, 全中最終日の前日のレセプション終了後, エレベーターの前で一人取り残されるというアクシデントが発生し, さらに孤独感に陥り, 自殺行為を思いとどまる精神的な抑止力が著しく阻害されている状態で本件の自殺に至ったというべきである。

3 平成17年9月9日付裁決

次に、再審査裁決は、全中大会準備の公務生を否定し、その過重性について明言していないものの、全中大会準備を「公務と同様のものと評価したとしても、同期間は授業等日常業務を行っていない夏期休業期間であり、この期間に行われた時間外勤務は、1週あたり40時間（1日当たり8時間）の正規の勤務時間を超える時間外勤務と同等に評価することはできないものである。」とし、「夏期休業期間中、被災職員が過重で長時間に及ぶ時間外勤務を行ったものとは考えられず、被災職員が行った業務が、被災職員に精神疾患を発症させるほどの肉体的・精神的に過重な負担を及ぼしたものとは認められない。」とすることで、うつ病発症後の業務の過重性を否定している。

しかしながら、以下に述べるように、全中大会準備のために亡大友に生じた肉体的・精神的負担は極めて過重であったのであるから、再審査裁決の中で述べられている理由付けは根拠を欠くというべきである。

なお、全中大会準備の公務性を否定している点が妥当でないことは、これまでの準備書面で述べてとおりである。

- 4 以上を前提に、以下においては、うつ病発症後の業務の過重性を述べ再審査裁決の不合理的性を明らかにするとともに、亡大友のうつ病を如何に増悪させるものであったかを明らかにすることで支部審査会裁決の不合理性についても明らかにする。

第2 全中の負担

1 全中大会当日直前までの負担

(1) 7月下旬の前には準備に着手できなかった

全中大会の準備は前年度から動き出し、平成10年7月7日、大友は正式に全中事務局総務部長に就任し、開催地事務局責任者として大会準備に従事していた。

しかし、学校での業務、特に平成10年度の1学期の間は、大友に免外授業、生徒会指導、特に体育祭指導が重くのしかかっていたことから、全中の準備に本格的に取り組むことはできなかった。

また、中体連の通常の強化学業・各種大会が例年どおりに実施されていたことから、全中大会の準備になかなか取りかかることができなかった(甲1号証41頁、小川彰陳述書)。

さらに、第1学期終了後であっても、亡大友は担任としてクラスの諸表簿を作成しなければならなかった。諸表簿としては、生徒指導記録簿、出席簿、成績一覧表、学級会計簿、生徒家庭調査書があった。しかも、諸表簿の提出期限は1学期終了直後の7月27日とされていた。亡大友は、7月18日に1学期が終了した直後、下記県中総体を運営しながら、諸表簿の処理に追われていた。他の教職員の場合、「諸表簿の作成が終われば夏休みに突入できる」という目標があるが、特に亡大友の場合、6月中総体以降、終業式まで、深夜、休日まで潰して処理しなければならない定期考査、成績処理、通信簿作成をしていたのであり、さらにその間、生徒会担当として7月9日開催の体育祭準備や運営までこなし、文字通り、休む間もない毎日を過ごしていた。その上、諸表簿の作成が終わっても、1ヶ月もない短期間のうちに膨大な事務処理を要する全中大会の準備を抱えていたのである。

それだけではなく、特別活動の関係で、ボランティア団体から、例えば「貴校においてはどのようなボランティア活動を行っているのか」というようなアンケートが学校に来るのであるが、そのアンケートに対する回答もこの時期に行っていたのである。この回答は、1つ1つの活動状況について調査した上でしか回答できないことから、回答に要する負担は大きかった。

その上、大友は7月22日から25日まで開催された県中総体を運営し

ていたことから，全中の準備に本格的に取り組むことはできなかった。なお，この年度の県中総体は，運営面においては全中大会のリハーサルと位置づけられており，他の年度の県大会と異なり，常に全中大会はこれで大丈夫か否かをチェックしながら運営していたことから，亡大友には夏休み当初から緊張を強いられる状態が続いた。

以上から，大友は，8月22日と極めて目前に迫った全中大会の準備を7月下旬以降，具体的には添付の稼働状況表記載のとおり7月27日以降（甲第1号証41頁小川彰陳述書），ようやく本格化させざるを得なかった。

(2)全国大会が間近に迫っていたことによる特別な精神的負担

ア 間近に迫っていた

県中総体が7月25日に終了し，間近に迫った全中大会当日に向けカウントダウンが始まっている状況であるにもかかわらず，全中大会に向けた準備は何も進んでいなかった。他方で，全中大会の実施のために必要な準備に要する仕事量は膨大であった。

以上のように，亡大友は，日程が切迫しているにもかかわらず，膨大な仕事量が必要であることによる特別な精神的負担を受けていた。

イ 亡大友の立場

亡大友は，県のバドミントン部の副委員長であり，さらには全中大会の副実行委員長兼総務部部長であった。

以上の亡大友の立場から，亡大友には全中の成功に向けた重圧がのしかかっていた。

ウ 20年に一度

全中は，全国大会であり，宮城県で開催されるのは20年に一度のことであるから失敗することは絶対に許されない状況であった。

エ 以上により亡大友には特別な精神的負担が生じていた。

(3)総務について

ア 大友は、総務部長に委嘱されたことから、大友が中心となって総務の仕事を行った（甲1号証41頁，小川彰陳述書）。

大友が部長に委嘱された総務部には、下記のように多岐にわたる事項が委任された。委任内容は、大会運営の根本に関わる事項を多数含んでおり、大会の成否が大友の双肩にかかる状態であった。また、総務の性質から委嘱当初には予測のつかない事項を多数含み、したがって、準備が進めば進むほど新たな処理が必要になる事項が含まれており、いわば終わりの見えない状態になった。

イ 総務部への委任事項（甲1号証249頁）

- (1)大会に係る総合企画及び関係諸団体との連絡・調整・渉外等に関すること
- (2)大会に係る諸会議等に関すること
- (3)大会要項及び大会役員等に関すること
- (4)大会に係る文書の発送・收受・報告書の作成等に関すること
- (5)大会に係る式典等（開会式・閉会式・表彰・受付・接待等）に関すること
- (6)大会に係る財務に関すること
- (7)他に属さない事項に関すること

ウ 大友は、委任された事項を遂行すべく、多種多様な業務を約1ヶ月弱という短期間の内に苦心しながら遂行した。その一部が、文書という結果として残っている（甲第1号証157頁，具体的文書については158頁から173頁にその一部が掲載されている。なお，149頁10「大会業務のうち，本人が実際に作成した部分，その他添付資料で本人が作成した部分の確認」参照。）。

(4)業務必携について(95頁,306頁)

業務必携の作成については、別途準備書面にて詳細に主張するが、夏休みの労働の過重性を基礎付ける一つの重要な事実であるから、本準備書面においても若干触れる。

ア 業務必携は、開催の要領を規定しており、全中大会の運営の根本に関わるものといえる。

それゆえ、業務必携の作成は総務の業務の中で極めて大きな位置を占めており、総務の責任者である大友にとっては、業務必携を完成させることが仕事であったのであるから、自己の担当した項目以外の原稿の取りまとめにも神経を使うなど業務必携の作成に腐心していた。

イ また、業務必携は、全中大会の運営の根本に関わる極めて重要な文書であることから、大友としては何度も再検討ができるように十分な時間を割いて作成したかったはずである。

しかしながら、前述のように、7月下旬以降という全中大会当日が間近に迫り、当日に向けカウントダウンが始まっている状況で、ようやく業務必携の作成に着手することができたのであり、極めて限られた時間で重要な業務必携を完成させなければならなかった。

ウ 以上のように重要な業務必携を短時間で完成させなければならなかったのであるから、亡大友にのしかかる肉体的(精神的)負担は、極めて重いものであった。

これにより、大友は「業務必携」作成のため、帰宅時間は午後10時、11時になることも多かった。

(5)自宅執務時間

以上のように、全中大会の準備に関わる仕事量は甚大なものであったの

で、日中学校に出ている時間のみでは、準備をするのに十分な時間を確保することができなかった。

しかしながら、全中大会は絶対に成功させなければならず、全中大会の準備をするのに足りない時間は、たとえ帰宅時間が午後10時、11時になったとしても、さらに帰宅後に捻出せざるを得なかった。

特に、8月中旬に業務必携が完成するまでは、連日のように帰宅後の午後10時、11時からの自宅執務が続いた。

かかる自宅執務は、帰宅後の仕事の途中、ソファで横になり、そのままということもよくあるほど過重な労働であった。

(6)東北大会について免除された

平成10年8月7日～9日、岩手県でバドミントンの東北大会が開催された。この大会で勝ち抜いたチームが全国大会（全中大会）に進出できるのであり、全中大会に出場するチーム名や選手名、組み合わせが決まるのである。

そうすると全中大会の総務部長とし全中大会の準備の中心を担っていた亡大友にとって全中大会の準備に欠かせない大会であった。

しかしながら、全中大会の準備にあまりに膨大な仕事量を要することから、亡大友を始めとした全中大会の準備に携わる主なメンバーについては東北大会に出席を免除された。

亡大友にとって全中大会準備に欠かせない意味がある東北大会であるにもかかわらず、出席を免除されなければならないほど、全中大会の準備が過重な業務を前提としていたことを示すものである。

(7)精神的負担を示す亡大友の言動等

ア 亡大友は、部活指導などの日常業務に加え、中体連関連業務を遂行す

るため、本準備書面添付の稼働状況表記載のとおり、帰宅後も深夜まで仕事をする日が続いた（甲1号証89～91頁）。

イ 以上のような夏休み期間の業務の過重性、すなわち過度の精神的負担のある状況で、過重な業務を負担していたことを示すように、亡大友は原告や同僚に対し、以下のような言葉を漏らしている。

亡大友は、7月中旬に同僚に対し「全中の準備が（自分に）集中していて大変だ」と話し、全中大会への不安をこぼしていた。

また、夏休みに入ってから、全中の準備に関して、原告に対し「準備が錯綜していて、楽しみがない状態だ・・・」、「今が忙しさのピークだ・・・」と漏らし、準備がうまく進でいなかったのか、原告に対し「こんなことで全中できんのかや」と漏らしていた。

7月下旬に、亡大友は同僚に対し、「疲れた」、「途中の段取りがいまひとつなんです」と疲れや全中大会の準備の不安を訴えていた。

さらに8月上旬に、亡大友は同僚に対し「毎日、先が見えない作業の繰り返しなんだ」、「（大丈夫かどうか）分からない、とにかくやるだけだ」、「早く終わらないかな」、「ここんところ毎日遅いです」、「今、結構きついです」、「そも（手を抜くわけにも）いかないんで」などと話していた。

あるいは8月中旬には、「このところ毎日、11時、12時で家にも寝に帰っているようなもんです」、「結構、今、ピークだったりして」、「でも、あと少しで終わりですから」と漏らしていた。

業務必携が完成した8月中旬以降も、亡大友は原告に対し「あまり眠れない」と漏らし、また、「疲れた」と口に出すようになり、「こんなんでは過労死するよね」と漏らしていた。

ウ 以上のような言葉を漏らさざるを得ないほど亡大友は働いていたが、全中の準備が本格化していった7月下旬以降、大友が自殺するまでの約

1ヶ月間の労働時間は、訴状13頁で言及したとおり、指定休の日であるにもかかわらず勤務していた時間外労働だけでも182時間にのぼる、極めて長時間にわたるものであった。

エ 以上のように、夏休みに入った7月下旬以降、大友には夏期休業中であっても過度の精神的負担のある状況で、過重な業務を負担していた。

また、このような過度の精神的負担のある状況で、過重な業務を負担していたことにより、亡大友のうつ病は増悪した。

2 全中大会直前及び全中大会期間中の負担

亡大友には、全中大会直前及び全中大会期間中、以下にみるように明らかに過大な負担がかかっていた。

- (1) 全中大会開催直前から開催中にかけて、大友の総務部長としての仕事は、各係の教諭が担当の仕事を行うための準備が多くなっていた。

例えば、記録係の教諭の記録をするための用紙の準備、受付・接待をするためのお茶や机・いすの準備、印刷するための紙・印刷機の準備、大きい看板などを運搬するためのレンタカーの準備など、目に見えない細かい雑務が実に多かった。昼食券についても、業者との発注関係は担当の教諭が行ったものの、昼食券の作成・印刷・配布は大友が行った（甲1号証96頁，原告陳述書）。

- (2) 8月22日についていえば、亡大友が行った業務の一部として、以下の事項が挙げられる（甲2号証の1枚目に綴られていたメモ書きをそのまま記す）。亡大友の行った業務が極めて多忙であったことを示すものである。

物品の整理

受付関係

・ 歓迎袋，机，イス，受付名簿，バラ記章（大会本部 ），表示（直

人先生に依頼)

・ 歓迎メッセージ (阿久津先生 (に依頼)), 報道許可証プリント,
開会式隊形図, 競技部会, 監督会議, 審判会議

・ ネームプレート

ポロシャツ, Tシャツ配布準備

接待関係 - 桐澤 T にお願い

アクエリアス, 紙コップ, 麦茶, キーパー, 氷 (小野寺 T (に
お願い))

昼食券

拡大コピー (招集所他)

練習会場物品

・ 救護用品, 麦茶, キーパー, 紙コップ, スリッパ, 灰皿, 湯飲
み 借り受け指示, 役員ポロ, 記章, 補助役 T シャツポロ

角田中阿部先生 (西多賀, 長町, 富沢分)

朝の打ち合わせ プリント確認

朝, 2 総からパイロンを

2 2, 2 3 日分弁当注文

救護日誌

(3) 上記のような仕事をこなしながら, 全中大会開催にあたり, ミスをする
ことはできないという重圧とミスを犯さないための実に細かい雑務への気
配り, 目配りで, 亡大友の神経は緊張の極みに達していた。

(4) しかし, うつ病に罹患しながら, しかもミスを犯すことはできないとい
う精神状況の下で行った全中開催中の運営の中で, トーナメントのくじ引
きや練習会場についてのクレームを受けたり, 昼食券を朝に配る段取りが

うまくいかなかったり，レセプションで来賓の名前を間違えたりといったトラブルが生じた。

これらがさらに精神的ストレスとなり，大会運営についての不満足感を募らせ，精神的に追いつめられていった。

これらのトラブルは，全中大会の準備のために，県のバドミントン部の副委員長であり，全中大会準備の総務部部長として神経を張りつめ，極めて細かい雑務まで自らこなし続け，肉体的にも精神的にも疲労の極みに達していた亡大友にとっては，大きな打撃となった。

- (5) 亡大友が死亡する前日の夜，亡大友は原告に対し「あまり食べられない」，「眠れない」，「1時間置きに目が覚める」と極度の精神的負担に基づく体の不調を訴えていた。

3 大会運営がうまくいかなかったという思い込み

亡大友は，全中大会開催期間中，上記のように極度の精神的，肉体的負担を負っていたのであるが，大会運営の中でトーナメントのくじ引きや練習会場についてのクレームを受けたり，昼食券を朝に配る段取りがうまくいかなかったり，レセプションで来賓の名前を間違えたりといったトラブルが生じた（甲1号証92頁）。

このように，大会運営がうまくいかなかったという思い込みで気分が落ち込んでいた状況で，全中大会最終日の前日のレセプション終了後，エレベーターの前で一人取り残されるというアクシデントが発生し，孤独感を深め，自殺行為を思いとどまる精神的な抑止力が著しく減退していた。

第3 結論

以上のように，亡大友は7月中下旬以降，詳述したようにそれまでの極め

て過重な業務によりうつ病を発症したのであるが、うつ病発症後においては、指定休が設定されており本来休むべき期間であるにもかかわらず休むことができず、しかも精神的負担の極めて重い業務を行っていたことから、亡大友氏のうつ病の症状を悪化させ、亡大友を自殺に追い込んだのである。

以 上